告　示

国家試験

平成26年度水産業普及指導員資格試験の実施について

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年３月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）別表４水産業普及指導員資格試験実施要領第４の規定に基づき、平成26年度水産業普及指導員資格試験の実施について、次のように公告する。

平成26年９月19日　　農林水産大臣　西川　公也

第１　試験方法　水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、それぞれ次に掲げる方法により行う。

１　書類審査　業績報告書（別記様式第１号）及び第４の４の審査課題に対する報告書の記載内容について、それらにより普及指導活動に必要な技能を有しているか否かの判定を行う。

２　筆記試験　次に掲げる課題について行う。

⑴　基礎課題　水産業に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

⑵　専門課題　水産業に関する専門的な技術に関する知識及びその普及活動への応用力の有無を判定する内容のもの

３　口述試験　面接により、水産業の現場における課題を解決するために必要な意欲、常識、態度、意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

第２　筆記試験及び口述試験の実施期日及び場所

⑴　実施期日　平成26年12月３日（水）

⑵　場　　所　東京都特別区

注：場所の詳細については、受験票の送付に併せて通知する。

第３　受験資格

１　試験を受けることができる者は、⑴から⑶までのいずれかに該当する者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）第64条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、イ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が２年以上に達するもの

イ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究若しくは教育

ロ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

⑵　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、⑴に規定する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、⑴のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が４年以上に達するもの

⑶　学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに⑴のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が６年以上に達するもの

２　外国の教育機関を卒業した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業した者とみなす。

３　外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。

４　２又は３の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第２号）に、２に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業したこと又は修了したことを証する書類、３に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、平成26年９月29日（月）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関一丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

５　農林水産大臣は、４の書類を審査し、日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。

第４　受験手続

１　受験願書等の提出　試験を受けようとする者は、⑴から⑷までに掲げる書類（以下「受験願書等」という。）を平成26年10月６日（月）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関一丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

なお、封筒の表面には、「水産業普及指導員資格試験願書在中」と朱書するものとする。

⑴　受験願書（別記様式第３号）

⑵　業績報告書（別記様式第１号）

⑶　第３の１に規定する学歴又は資格を有することを証する書類

⑷　第３の５の認定書の交付を受けた者にあっては、当該認定書

２　受験願書等の補正　農林水産大臣は、受験願書等に不備があるときは、その補正を求めるものとする。

３　受験票の交付　農林水産大臣は、受験願書等を受理したときは、受験票及び水産業改良普及事業に関する審査課題（以下「審査課題」という。）を交付する。

４　審査課題に対する報告書の提出　試験を受けようとする者は、３により交付された審査課題に対する報告書を作成し、平成26年10月30日（木）（当日消印有効）まで東京都千代田区霞が関一丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

５　審査課題に対する報告書は、日本工業規格Ａ４判４枚（図表を含む。）以内とし、使用する文字数、文字の大きさ、レイアウト等は任意とする。

第５　合格の発表及び合格証書の交付　合格者の氏名は、平成26年12月下旬までに公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

第６　不正行為に対する処分　試験に関し不正行為があった場合は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

第７　受験手数料　受験手数料は、徴収しない。

第８　その他　受験資格、受験手続等の詳細については、受験の手引が用意されているので、不明な点がある場合は、水産庁増殖推進部研究指導課（03―6744―2374）に問合せを行うものとする。